

令和7年度 第2回 見附市障害者自立支援協議会 議事録

日時 : 令和8年2月19日(木) 午前10時00分～午前11時20分

場所 : 保健福祉センター2階 会議室

出席者 : 鈴木浩会長、徳橋功副会長、小林義明委員、高野やよい委員、古畑直幸委員、
遠藤哲也委員、金安志津子委員、小林幸子委員、川口寿恵委員、野上舞委員

会議次第:

- 1、開会
- 2、会長あいさつ
- 3、議事
 - (1) 令和7年度見附市障害者自立支援協議会 活動報告 … (資料1～3)
 - (2) 令和8年度見附市障害者自立支援協議会 計画(案)について
 - ・令和8年度～見附市自立支援協議会の体制(案)について … (資料1・4)
 - ・令和8年度活動計画(案)について … (資料2-1・3)
 - (3) その他
 - ・見附市基幹相談支援センター設置について … (資料5)
- 4、各種報告事項 … (資料6)
 - (1) 障害者雇用率について
 - (2) 次年度の事業所の動きについて

会議概要:

- 1、開会
- 2、会長あいさつ

(鈴木会長)

本協議会は、障がいのある人たちが安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図っていくことを目的として、各機関が連携して活動している。各専門部会では、今年度も様々な事業を実施し、現場での課題に対し取組を進めてきた。本日はそうした事業の実績報告と、次年度の取組を中心に協議を進めていく。より良い支援体制を築くために、建設的な意見交換の場となることを期待しているため、忌憚ないご意見をお願いしたい。

3、議事

(1) 令和7年度見附市障害者自立支援協議会 活動報告

(事務局)

※令和7年度見附市障害者自立支援協議会 活動報告について、資料1～3を用いて説明

<活動状況の感想・ご意見等>

①就労支援部会

(高野委員)

企業訪問や障害者雇用推進セミナーに参加し、企業の方と直接話す機会によって雇用の実情を知ることができた。企業側も障害者雇用を行いたいが、障がいのある方のスキルや障がい特性が分かりづらいため、実際に就労支援事業所に見学に行きたいとの話があった。ぜひ、実際に企業の方に利用者の様子を見てもらいたい。セミナーで終わらせるのではなく、次に一步踏み出せるような活動にしていきたい。

②自発的活動支援事業

(小林(幸)委員)

大橋さん(講師)に関わってもらった講演会としては初めてだったが、今後とも協力いただき定期的に開催したい。今年度は1回目ということで、就労の法律に関することや基礎的な内容について教えていただいた。回を重ねるごとに肉付けをしていけたらと思う。次回は大橋さんを囲んでフリートークを行えるような場にしたいのではと考えている。何かご意見があればお願いしたい。

③差別のない共生条例の周知・サービス管理責任者情報交換会

(小林(義)委員)

条例周知について、当法人ではR8.1月に見附市の出前講座を受講した。条例について知っている市民が少ない状況だったが、条例の制定目的や趣旨を丁寧に説明してもらい、職員と利用者ともによく内容を理解できた。講座の後のグループワークでは、皆で一緒に考えてより住みやすい市にしていきたいという意見が利用者からも多く出ていたため、非常に意義のある勉強会だった。

また、サービス管理責任者情報交換会については、他市ではあまりやっているところがないが、特別支援学校卒業生の進路の情報共有という面でもとても有意義な会であると感じるため、ぜひ今後も開催をお願いしたい。併せて、今後は児童発達支援管理責任者のワーキンググループなども開いてもらえると、より横のつながりを持ってミクロな課題から地域課題まで意見交換ができると思うので、ぜひ検討をお願いしたい。

(事務局)

児童発達支援管理責任者のみの情報交換会という発想はなかったが、確かにミクロな問題からマクロな問題まで様々あり、市内の児童通所事業所もここ数年で飛躍的に増えているため、そういった場があってもいいのかもしれない。こども課も含め、検討したい。

(2) 令和8年度見附市障害者自立支援協議会 計画(案)について

(事務局)

※令和8年度～見附市自立支援協議会の体制(案)について、資料1及び4を用いて説明

※令和8年度活動計画(案)について、資料2-1及び3を用いて説明

<就労支援の取組について>

(古畑委員)

ハローワークでは、障害者雇用への取り組み方が分からないというケースについては、障がいのある方・事業所・企業それぞれに対し全て個別に相談を行っている。そのうえで、このような見附市の障害者雇用推進セミナーに参加できたことは大変有意義である。また、先進企業の見学会や管内の月ヶ岡特別支援学校の見学会による理解促進といった取組も行っているため、何かハローワークの事業で気になることがあればぜひ聞かせてほしい。特別な手法はなく地道な取組であり、我々はチーム支援と言っているが、障がいのある方・事業所・企業それぞれの側から個別の支援を行っているため、ぜひまたこうした機会があれば参加したい。

(鈴木会長)

条例の周知について、新たにリーフレットを作成し、小中学校の協力のうえ子どもたちに普及啓発を行いたいということだが、どのように協力をして取り組んでいくのか。

(遠藤委員)

我々も、子どもたちには「みんなで誰もが安全安心に生活できる学校づくりをしよう」と呼びかけているが、人間関係のトラブルや特性のある児の生活など、課題は様々である。まずは「条例を守りなさい」という姿勢ではなく、ぜひ周知を生かして「皆で一緒に作っていきませんか」といった呼びかけの姿勢を取りたい。子どもたち一人一人が市民であり、社会の一員であるという自覚を持てるような取組にできると良いと考える。

(事務局)

普及啓発を来年度以降も継続していく中で、今回は小中学校にもアプローチをしたいということで、まだ入口の部分ではあるが、お声がけをさせてもらった。その中で、遠藤委員のお話にもあったが、より良いまちを一緒に作っていくという視点で子どもたちに伝えられるように、我々も伝え方を整理してアプローチしていきたい。

(3) その他

(事務局)

※見附市基幹相談支援センター設置について、資料5を用いて説明

4. 各種報告事項

《事務局からの情報提供》

(事務局)

※障害者雇用率及び次年度の事業所の動きについて、資料を用いて情報提供

5. その他

(川口委員)

就労支援部会に参加しているが、念願だった企業訪問に行けて大変有意義であった。

基幹相談支援センターに関しては、まだ漠然としているのでよく分からないが、障がいのある方からの直接の相談は受けないという話が頭に残っている。元々関わっている相談支援事業所経由での関わりになるかとは思いますが、希望としては、既存の相談支援事業所の予備として、困ったときにすぐ動いてくれるような場所だと一番ありがたい。

(事務局)

企業訪問については来年度も引き続き連携を取りながら進めたい。今年度のセミナーを通じて課題や知りたい内容が出てきたと思うので、来年度以降の取組については、また部会で協議を行って決めていきたい。事業所見学や企業見学、また障がいのある方同士で集まって話す場を設けるなど、幅広く検討したい。

基幹相談支援センターについては、設置済の市町村の視察をしっかりと行い、見附市に適するセンターの役割機能の検討を行った。視察の結果、基幹の役割機能は「障がい支援体制の中核になる場」ということで、今年度はまず全体を見ながら連携してスムーズな相談支援体制を構築するために必要な役割機能について整理できた状態である。今後、より良い相談支援体制となるよう、相談支援事業所から意見をもらいながら、最終的に誰もが「基幹相談支援センターが出来てよかった」と思えるようなセンターづくりをしていきたい。

(徳橋副会長)

共生条例に関連して、市民の方から「視覚障がいのある方の選挙について、見附市でも投票所における補助具の導入を進めてほしい」というお話があった。実際に動くのは選挙管理委員会になるかとは思いますが、そういったお話があったということでこの場でお伝えする。

(小林(幸)委員)

基幹相談支援センターについて、センターという名前が付くため、こういった建物にするかから考える必要があるのではないかと。相談支援事業所からの相談対応のみではなく、障がいのある方からの直接の相談対応機能もセンターにまとめられたらと思う。要は、親は子どもに関する相談先をよく把握しているが、子どもたちが親の手を離れて自立したときに、子どもたちにとって分かりやすい相談場所になってほしい。また、支援においては、各ライフ

ステージのつながりが重要だが、まごころ学園の児童発達支援センターとは連携をとっていくのか。

(事務局)

基幹相談支援センターについては、障がいのある方の相談先をもう一つ増やすイメージではなく、資料5の相談支援体制の三層構造にあるように、相談支援の中核的な役割を担う場という位置づけである。スムーズな相談支援を行うために体制を整え地域づくりを進めていく全体的な総括の場ととらえてもらいたい。あくまでも個別のケース対応の主体は今まで同様、三層構造の一層、二層に係る相談支援事業所である。そのうえで、センターとしては、相談体制における全体的な支援や、相談の質が上がるような人材育成体制の構築といった後方支援、伴走支援を必要に応じて行っていく形で考えている。

視覚障がいのある方の投票所における補助具については、当然、合理的配慮というものは我々からもアピールしていかなければならないため、選挙管理委員会に伝えたい。

(金安委員)

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の関係について、第7期見附市障がい福祉計画において、R8年度までに拠点コーディネーターを配置するという項目があるが、こちらは基幹相談支援センターとは別に考えるものになるのか。地域生活支援拠点には相談機能も含まれているため、この二つの関連性を教えてほしい。

(事務局)

コーディネーター設置の必要性は承知しているが、現状、基幹相談支援センターが未設置の状況であるため、まずはセンターの立ち上げを優先とし、その後のステップアップとしてコーディネーター設置を検討したい。

3年前と現在を比較すると、市内の事業所数はかなり充実してきており、障がいのある方にとってもそのご家族にとっても負担軽減となり非常に良かったのではないかと思う。事実、障がい者数は大幅に増えているわけではないが、一人当たりのサービスの利用回数が格段に増えており、給付費で言うところの3年間で倍以上となっている。そういった面では、以前に比べてサービス提供体制が良くなってきているのではないかと感じる。一方で、今後の条例の周知は大きな課題である。条例を周知したからと言って差別や偏見が完全に無くなるわけではないが、まずは差別につながる偏見を無くしたいという思いがある。偏見が無くなれば必然的に差別も無くなると思うため、そのためにも条例の周知というのは大変重要だと考える。

就労に関しては、各団体の取組によって以前よりかなり状況が改善されたと感じる反面、実際に障がいのある方や支援者が持つ就労の概念と企業が持つ就労の概念が違うこともあり、この差を少しずつ埋めたり、あるいは障がいのある方の特性にあった仕事を探るといった目線で取り組んでいる。

基幹相談支援センターについては、既存の相談支援事業所と手を取り合い、より良い相談支援体制を構築するものであり、最終的に市民サービスの質の向上へつながるものである。皆様のご意見を全て反映させることは難しいかもしれないが、ある程度市で主体的に設置を進めさせてもらいたい。

最後に、来年度は新たな計画を策定する。また皆様と協議しながらより良い計画を共に作っていければと思うのでよろしくお願いしたい。

【午前 11 時 20 分散会】